

令和6年度 土庄町職員採用試験案内

令和6年5月21日

土 庄 町

テストセンター方式

【受付期間】 令和6年 5月28日（火）～6月21日（金）

【第1次試験日】 令和6年 6月29日（土）～7月 7日（日）

1 試験区分、採用予定人数及び職務内容

試験区分	採用予定人数	職務内容
行政事務 (大学卒)	4人程度	一般行政事務
行政事務 (大学卒・職務経験者)	2人程度	
土木技術 (大学卒)	1人程度	土木に関する設計、施工管理等の専門的業務
土木技術 (大学卒・職務経験者)	1人程度	
社会福祉士 (大学卒程度)	1人程度	社会福祉に関する専門的業務
社会福祉士 (大学卒程度・職務経験者)	1人程度	
介護支援専門員 (高校卒程度)	2人程度	居宅介護支援事業所等での専門的業務
保育教諭 (短大卒程度)	1人程度	町立こども園における子どもの教育、保育業務等の専門的業務
学芸員 (大学卒)	1人程度	文化財及び郷土資料等に関する専門的業務

2 受験資格

(1) 年齢、資格等

試験区分	受験資格
行政事務 (大学卒)	次の要件をすべて満たす人 (1) 平成9年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人 ※ 大学を卒業しなかった場合は、採用される資格を失います。
行政事務 (大学卒・職務経験者)	次の要件をすべて満たす人 (1) 昭和50年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人 (3) 民間企業等における職務経験を通算3年以上有する人 ※ 職務経験が複数ある場合は、通算することができますが、同一の民間企業等に継続して勤務していた期間が1年未満の場合は通算することができません。
土木技術 (大学卒)	次の要件をすべて満たす人 (1) 平成9年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人 ※ 大学を卒業しなかった場合は、採用される資格を失います。
土木技術 (大学卒・職務経験者)	次の要件をすべて満たす人 (1) 昭和50年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人 (3) 民間企業等において土木(設計、施工管理等)に関する職務経験を通算3年以上有する人 ※ 職務経験が複数ある場合は、通算することができますが、同一の民間企業等に継続して勤務していた期間が1年未満の場合は通算することができません。
社会福祉士 (大学卒程度)	次の要件をすべて満たす人 (1) 平成9年4月2日以降に生まれた人 (2) 社会福祉士の資格を有する人又は令和7年3月31日までに資格を取得見込みの人 (3) 普通自動車運転免許を有する人又は令和7年3月31日までに免許を取得見込みの人 ※ 必要な資格及び免許を取得しなかった場合には、採用される資格を失います。
社会福祉士 (大学卒程度・職務経験者)	次の要件をすべて満たす人 (1) 昭和50年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 (2) 社会福祉士の資格を有する人 (3) 社会福祉士としての職務経験を3年以上有する人 (4) 普通自動車運転免許を有する人又は令和7年3月31日までに免許を取得見込みの人 ※ 必要な資格及び免許を取得しなかった場合には、採用される資格を失います。

介護支援専門員 (高校卒程度)	次の要件をすべて満たす人 (1) 昭和45年4月2日以降に生まれた人 (2) 介護支援専門員の資格を有する人又は令和7年3月31日までに取得見込みの人 (3) 普通自動車運転免許を有する人又は令和7年3月31日までに免許を取得見込みの人 ※ 必要な資格及び免許を取得しなかった場合には、採用される資格を失います。
保育教諭 (短大卒程度)	次の要件をすべて満たす人 (1) 平成7年4月2日以降に生まれた人 (2) 保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する人又は令和7年3月31日までに保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を取得する見込みの人 ※ 保育士資格又は幼稚園教諭免許を取得しなかった場合には、採用される資格を失います。
学芸員 (大学卒)	次の要件をすべて満たす人 (1) 昭和55年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人 (3) 学芸員の資格を有する人又は令和7年3月31日までに資格を取得見込みの人 ※ 必要な資格及び免許を取得しなかった場合には、採用される資格を失います。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 土庄町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験 全試験区分

日時：令和6年6月29日(土)～7月7日(日)

場所：全国のテストセンター会場

香川県会場は、以下のとおりです。

(高松テストセンター)

高松市磨屋町3-1 合田不動産磨屋町ビル8階

(ハロー！パソコン教室ゆめタウン高松校テストセンター)

高松市三条町608-1 ゆめタウン高松2F

(2) 第2次・第3次試験

合格者に別途通知します。

4 テストセンター方式について

テストセンター方式とは、6月29日（土）～7月7日（日）の都合のよい日時に、都合のよい会場を予約し、パソコンで受験する方法です。

全国の試験会場は、次のURLをご確認ください。

<https://cbt-s.com/examinee/testcenter/>

（1）受験用ID等の通知

申込受付期間終了後、申込書に記載されたメールアドレス宛てに、受験用ID、パスワード及び予約専用サイトのアドレスを通知します。

申込締切り後、3日以内にまでにメールが届かない場合は、土庄町役場総務課に必ず問い合わせしてください。

（2）受験予約

通知を受け取り次第、専用サイトにて受験日時と会場を予約してください。

（3）受験

予約した受験日時、会場で受験してください。テストセンター会場では、本人確認のため顔写真付きの身分証明書を提示する必要があります。

5 試験の方法及び内容

（1）第1次試験

【全試験区分】

試験	試験時間	内容
基礎能力 検査	60分	文章理解力、数的基礎知識、論理的思考力、社会常識、基礎的な英語知識などの基礎的知能の検査（120問）
適性検査	30分	公務の職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係に関連する性格傾向からみる検査（240問）

（2）第2次・第3次試験

第2次試験及び第3次試験では、面接による口述試験を行います。

6 合格発表

試験	方法
第1次試験	令和6年7月下旬に受験者本人に通知します。
第2次試験	令和6年8月下旬に受験者本人に通知します。
第3次試験	令和6年9月下旬に受験者本人に通知します。

7 給与及び勤務時間等

(1) 試験の最終合格者は、原則として令和7年4月1日の採用となります。

行政事務については、令和6年11月1日の採用も予定しています。

(2) 学校卒業後、直ちに採用された場合の初任給給料月額は、おおむね次のとおりです。

学歴	給料月額	備考
大学卒	202,400円	令和6年4月1日現在における行政職給料表の適用を受ける職員の例です。
短大卒	184,600円	
高校卒	170,900円	

このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。

(3) 勤務時間は原則として月曜日から金曜日までの5日間、1日7時間45分です。ただし、部署、職種によっては変則勤務をすることがあります。

8 申込書等の入手方法

(1) ホームページから入手

土庄町のホームページから、申込書等をダウンロードしてください。

(2) 郵送による請求

令和6年5月28日（火）以降に土庄町役場総務課へ請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に希望する試験区分と「採用試験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角形2号封筒に120円切手を貼って、宛先を明記したもの）を必ず同封してください。

9 受験申込手続

(1) 提出書類

	書類名等	試験区分
①	申込書	・全試験
②	職務経歴書	・行政事務（大学卒・職務経験者） ・土木技術（大学卒・職務経験者） ・社会福祉士（大学卒程度・職務経験者）

(2) 申込方法

(1) の提出書類に必要事項を記入し、土庄町役場総務課へ提出してください。郵便で申し込む場合は、封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。

(3) 受付締切

令和6年6月21日（金）までの、平日午前9時から午後5時まで受け付けます。郵送の場合は期間内必着とします。

受付期間後はどのような理由があっても、受け付けません。

10 その他

- (1) 試験当日に車いすの使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ申し出てください。
- (2) 受験のために提出された書類は返却しません。
- (3) 試験の成績が一定以下の場合は、合格者なしの場合もあります。
- (4) 体調不良により欠席した方を対象とした再試験は予定しておりません。
- (5) 採用試験の申込み・問い合わせ先

土庄町役場 総務課 人事給与担当

【住 所】〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2
【電 話 番 号】0879-62-7000
【ホームページ】<https://www.town.tonosho.kagawa.jp/>